

## 危険！大麻は有害な薬物 ～県内での大麻栽培は一切禁止～

### 大麻に関するその情報、信じて大丈夫？

#### 無害な大麻がある!?



無害な大麻はありません。どんな大麻にも人の体に有害な成分が含まれています。



#### 大麻は有害性が低く、体に悪影響はない!?



大麻の穂や葉に含まれる有害な成分が脳神経のネットワークを切断し、記憶や学習能力の低下、知覚の変化、幻覚などを引き起こします。

#### 医療用大麻は効能が認められている!?



日本に「医療用大麻」なるものは存在しません。アメリカをはじめさまざまな国で医療用に大麻の研究が進められていますが、WHO(世界保健機関)は「医療における大麻の有効性について科学的根拠がない」としています。

☎ 県庁医療指導課

☎ 0857-26-7203 ☎ 0857-26-8168

✉ iryoushidou@pref.tottori.jp

県は「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を改正し、県内での大麻栽培を一切認めないこととしました。

大麻は人の体に有害な成分を含んでいるため、国内では大麻取締法による許可を受けた場合だけ栽培できます。しかし、許可を受けて栽培されているにもかかわらず、大麻栽培地があることが大麻乱用者の関心を集め、犯罪の温床となる危険性があります。このため県は、県内での大麻栽培を認めない

ことが、地域社会の安心を守るために必要と判断しました。

国内では大麻の不正栽培や所持などによる検挙者が増え、特に未成年者の大麻乱用の増加が目立ちます。これは、規制強化により危険ドラッグの入手が困難になったことや、大麻は安全であるかのような誤った情報が流れていることが原因と考えられます。

大麻は規制薬物です。誤った情報に惑わされず、正しく理解しましょう。

## 差別は許さない ～部落差別解消法の施行～

### 今なお多くの人を傷つける部落差別

部落差別により、結婚を妨げられるなど、偏見に基づくさまざまな差別が現在もなお存在します。

### 人権相談窓口

同和問題・部落差別に関する相談をはじめ、人権に関する相談に対応します。

秘密厳守  
相談無料

#### ■面接相談、電話相談

窓口	電話番号
県庁人権・同和対策課 (鳥取市東町)	0857-26-7677
中部総合事務所地域振興局 (倉吉市東蔵城町)	0858-23-3270
西部総合事務所地域振興局 (米子市鞆町)	0859-31-9649

○受付時間／午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

■メール相談 ✉ jinkensoudan@pref.tottori.jp

☎ 県庁人権・同和対策課

☎ 0857-26-7073 ☎ 0857-26-8138

✉ jinken@pref.tottori.jp

部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)」が昨年12月16日に施行されました。

部落差別は過去の話ではありません。今でも結婚をはじめさまざまな場面で差別が存在し、差別を助長するような情報がインターネット上に掲載されるといった問題も発生しています。

皆さんは人と付き合う時、その人の出身や家柄を気にしてしまいませんか？差別は私たちの心の中にある小さなこだわりや先入観のこだわり、先入観は捨て、その人自身を理解しましょう。

部落差別解消法では、国や地方公共団体は部落差別を解消するために、相談体制の充実を図り、必要な教育や啓発を行うこととされています。

県は、これまで行ってきた施策をさらに充実させ、一層力を入れて取り組んでいきます。